

平成 29 年 3 月 14 日

工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

平成 29 年 3 月 1 日適用の公共工事設計労務単価の改定に伴い、次のとおり、工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用します。

1 概要

（1）適用対象工事

- ・ 工期内に急激なインフレーション等を生じ請負代金額が著しく不相当となった工事
- ・ 残工事が基準日から 2 ヶ月以上あること

（2）変更対象

- ・ 賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

（3）受注者の負担

- ・ 残工事費の 1.0%

2 運用基準

賃金等の変動に対する長崎市工事標準請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)の運用基準

3 運用マニュアル

賃金等の変動に対する長崎市工事請負契約書第25条第6項(インフレ条項)運用マニュアル(暫定版)

4 変更契約後の対応について

なお、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただく必要がありますので、よろしくお願ひします。

お問い合わせ先

長崎市桜町 2 番 22 号 市役所本館 4 階
長崎市理財部契約検査課工事契約係
電話 095 (829) 1276 (直通)